

様式第2号 秋田県環境保全センター使用許可証（第6条関係）

記 号 及 び 番 号  
年 月 日

事業者 住所  
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称又は代表者の氏名〕

保健所長

年 月 日付けで申請のあつた秋田県環境保全センターの使用について、秋田県環境保全センター条例第3条の規定により、次のとおり許可します。

1. 使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
2. 排出事業所の業種					
3. 排出事業所名称					
4. 事業所所在地	TEL				
5. 搬入する産業廃棄物の種類及び搬入上限量（トン/年）					
種類	量(トン/年)	荷姿	種類	量(トン/年)	荷姿
燃え殻			繊維くず		
無機性の汚泥			木くず		
鉱さい			金属くず		
ダスト類 [ばいじん]			ガラス・陶磁器くず等		
有機性汚泥(80%以下)			がれき類		
有機性汚泥(80%超)			廃石膏ボード		
廃プラスチック類			廃石綿等(特管物)		
ゴムくず			廃発泡スチロール		
紙くず			石綿含有産業廃棄物の有無		
上限量の合計（トン/年）					
6. 運搬受託者 住所、氏名（法人にあつては、 名称及び代表者氏名）					
7. 搬入車両番号					
8. 受入場所 秋田県環境保全センター D区処分場（埋立面積：166,000 m <sup>2</sup> 、埋立容量：4,017,000 m <sup>3</sup> ） 秋田県大仙市協和上淀川字雨池沢45					
9. 許可の条件					
10. 備考					

## 車 両 登 録 番 号 一 覧

### (教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。
- 3 この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。
- 4 なお、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても、審査請求をすることや、処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。